

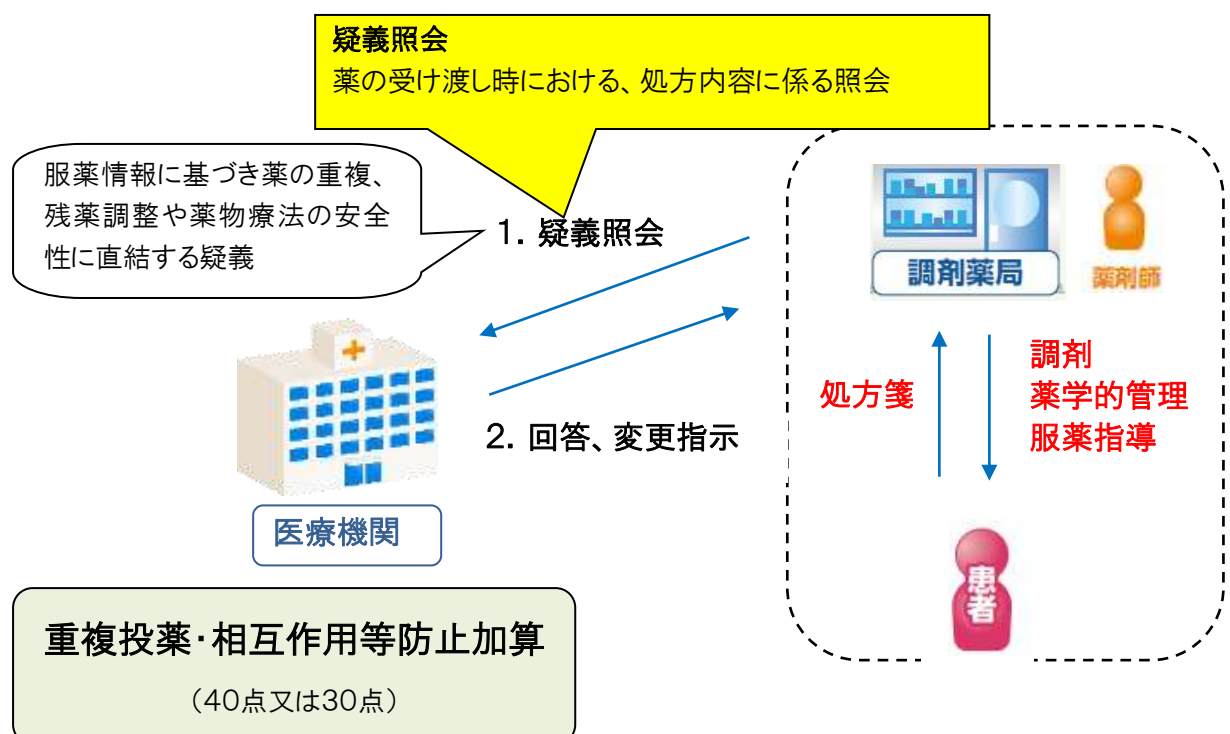
『服用薬剤調整支援料』

服用薬剤調整支援料とは

当該内服を開始して4週間以上経過した内服薬6種類以上を当該保険薬局で調剤している患者に対して、当該保険薬局の保険薬剤師が、患者の意向を踏まえ、患者の服薬アドヒアランス及び副作用の可能性等検討した上で、処方医に減薬の提案を行い、その結果、処方される内服薬が減少した場合について評価したものの。

服用薬剤調整支援料 125点 (月1回まで)	
対象者	6種類以上の内服薬が処方され、4週間以上経過している患者
実施内容	<p>薬剤師が処方医へ減薬を文書で提案 →ここでの文書は服薬情報提供書(トレーシングレポート)を使用することで服薬情報等提供料が算定できる。薬剤師がその必要を認めた場合(20点)or医療機関からの求めに応じて行った場合(30点)</p> <p>内服薬が2種類以上減薬し、その状態が4週間以上継続することが必要 (少なくとも1種類は薬剤師が提案、1種類は他の医療機関の提案で減薬でも可能)</p> <p>減薬は2種類以上同時でなくてもよい</p>
除外事項	<p>頓服薬、浸煎薬、湯薬は対象外</p> <p>同一薬局分類の有効成分を含む配合薬、内服薬以外への薬剤への変更は減少した種類数に含めない</p> <p>服用を開始して4週間以内の薬剤は、調整前の内服薬の種類数に含めない</p>
薬剤服用歴の記録事項	<p>処方医への提案、減薬に係る患者の意向や提案に至るまでに検討した薬学的内容</p> <p>医療機関から提供された処方内容の調整結果に係る情報を添付する等の方法で、記録、保持</p>
次回算定	1年以内に算定した患者は、更に内服薬が2種類以上減少したときに限り、新たに算定できる
レセプトコメント	<p>摘要欄に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処方元医療機関名 ・処方元保険医療機関における服用前の薬剤の種類数 ・処方元保険医療機関における服用後の薬剤の種類数 <p>例: ○○病院: 調剤前後の薬剤の種類数: 10種類から7種類に減薬</p>

疑義照会(→重複投薬・相互作用等防止加算対象)と多剤投薬の適正化に係る提案(服用薬剤調整支援料対象)の違い



多剤投薬の適正化に係る提案

薬の受け渡し時以外の、患者の意向を尊重した薬学的観点からの処方医への提案

薬剤を減らしたいという患者の意向を尊重し、副作用の可能性等を検討し、一定期間使用している薬剤の必要性を患者と相談して処方医に減薬を提案

1. 多剤投薬の適正化に係る提案



処方箋

調剤
薬学的管理
服薬指導

患者

2. 処方に反映



医療機関

すぐその場で判断するのではなく、患者の症状や治療経過等を精査して減薬を検討

服用薬剤調整支援料

(125点)

服用薬剤調整支援料Q&A

Q.服用薬剤調整支援料の対象は、服用開始から4週間以上経過した6種類以上の内服薬を使用している患者とされているが、対象となる内服薬について、すべて1カ所の保険医療機関で処方されていないか？または複数の保険医療機関から処方されているものを合わせて要件を満たしていれば構わないか。

A.1カ所の保険医療機関で処方されている場合だけでなく、複数の保険医療機関から処方されている場合についても、それらを合わせたうえで要件を満たしているか判断することで差し支えない。

算定にあたっては、あくまでも患者単位で考えた際に所定の要件を満たしているか否かで判断する。

そのため、1カ所の保険医療機関で処方されている場合に限らず、複数の保険医療機関から処方され、それらを合わせたうえで要件を満たしている場合でも、それぞれの処方医へ減薬に関する処方提案を行うことなどにより算定対象となり得る。

参考文献：日医工MPI行政情報「減薬の評価(医科と調剤の連携)」、平成30年度保険薬局業務指針(じほう社)、平成30年度保険薬局Q&A(じほう社)